

実行委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ホッケージャパンリーグにおける実行委員会及び実行委員幹事会（以下、併せて「実行委員会等」という）の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔実行委員〕

- (1) ホッケークラブは、代表取締役または代表理事（原則としていずれも常勤）の中から実行委員候補者1名を指名しホッケージャパンリーグに届け出なければならない。ただし、ホッケークラブの運営法人が設立されていない場合、2018年12月末までの期間については、ホッケークラブの運営全体に責任を持つものを実行委員として指名できるものとする。
- (2) 前項に基づきホッケークラブから指名し届け出がなされた実行委員候補者は、理事会の承認をもって選任される。
- (3) 前項に基づき選任された実行委員は、本規程に基づき開催される実行委員会に出席する義務を負う。

第3条〔実行委員幹事〕

- (1) 実行委員幹事は、実行委員の中からチェアマンが3名以上5名以内の範囲で指名し、理事会の承認をもって選任する。
- (2) 実行委員幹事は、本規程に基づき開催される実行委員幹事会に出席する義務を負う。

第4条〔実行委員会等の構成〕

- (1) ホッケージャパンリーグ男子およびホッケージャパンリーグ女子にそれぞれ実行委員会を設置するほか、実行委員幹事等により構成される実行委員幹事会を設置する。なお、それぞれの実行委員会は合同で開催することができる。
- (2) 男子に設置する実行委員会を「男子実行委員会」、女子に設置する実行委員会を「女子実行委員会」、といい、男子および女子が合同で開催する実行委員会を「男子・女子合同実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称して男子実行委員会、女子実行委員会および／または男子・女子合同実行委員会を意味する。
- (3) 実行委員会の構成員は次のとおりとする。
 - ① 男子実行委員会：チェアマン、常勤理事およびすべての男子クラブの実行委員
 - ② 女子実行委員会：チェアマン、常勤理事およびすべての女子クラブの実行委員
 - ③ 男子・女子合同実行委員会：チェアマン、常勤理事ならびにすべての男子ク

ラブおよび女子クラブの実行委員

- (4) 実行委員幹事会の構成員は、チェアマン、常勤理事および実行委員幹事とする。

第5条〔実行委員および実行委員幹事の任期〕

- (1) 実行委員および実行委員幹事の任期は選任後 1 年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員または実行委員幹事の任期は、他の実行委員または実行委員幹事の任期が満了すべき時までとする。
- (2) 実行委員および実行委員幹事は、再任されることができる。
- (3) 実行委員および実行委員幹事は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員および実行委員幹事は、選任後 1 年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。

第6条〔実行委員会等の招集〕

- (1) 男子実行委員会および女子実行委員会は、原則として 3 か月に 1 回、実行委員幹事会は、原則として毎月 1 回それぞれ招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) 男子実行委員会および女子実行委員会の各招集に代えて、男子・女子合同実行委員会を招集することができる。
- (3) 実行委員会および実行委員幹事会は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第7条〔実行委員会等の招集権者および議長〕

- (1) 実行委員会および実行委員幹事会は、チェアマンがそれぞれ招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故あるときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。
- (2) 各実行委員会の実行委員のまたは実行委員幹事会の実行委員幹事の総数の 3 分の 2 以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された実行委員会または実行委員幹事会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会および実行委員幹事会の招集は、予め各実行委員会または実行委員幹事会において定めた期日の場合を除き、第4条第3項および第4項に定める各実行委員会および実行委員幹事会の構成員に対し、会日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでは

ない。

第 8 条〔実行委員会等の権限等〕

- (1) 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員会の審議を経るものとする。
 - ① 事業計画および事業報告に関する事項
 - ② 予算および決算に関する事項
 - ③ 次項に実行委員幹事会の審議を経るものとして定められた事項のうち、男子クラブと女子クラブとの間の利害が現に相反するかまたはそのおそれがあると認められる事項
 - ④ その他リーグ運営の基本方針に関する重要な事項
- (3) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員幹事会の審議を経るものとする。ただし、男子クラブと女子クラブとの間に利害が現に相反するまたはそのおそれがある事項については、この限りでない。
 - ① リーグ運営の基本方針に関する事項(但し、重要な事項は除く。)
 - ② 試合実施に関する事項
 - ③ スポンサー契約に関する事項
 - ④ 公衆送信権に関する事項
 - ⑤ 商品化権に関する事項
 - ⑥ その他実行委員会から委嘱された事項
- (4) 実行委員幹事会の議長またはその指名する者は、実行委員幹事会における審議結果および理事会における決議内容を、実行委員幹事会后最初に開催される実行委員会において報告するものとする。

第 9 条〔実行委員会等の定足数および決議要件〕

実行委員会および実行委員幹事会の決議は、各実行委員会または実行委員幹事会における構成員の現在数の 3 分の 2 以上が出席し、その出席構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 10 条〔実行委員会等へのオブザーバー出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会および実行委員幹事会に出席することができる。

第 11 条〔実行委員会等への関係者の出席〕

- (1) 協会の役付理事は、実行委員会および実行委員幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会および実行委員幹事会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 12 条〔実行委員会等の議事録〕

実行委員会および実行委員幹事会の議事経過の要領および結果は、議事録に記載し、これをホッケージャパンリーグに保存する。

第 13 条〔実行委員会等の事務の統括〕

実行委員会および実行委員幹事会に関する事務は、ホッケージャパンリーグの事務局長が統括する。

第 14 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 15 条〔施 行〕

本規程は、平成 29 年 8 月 30 日から施行する。

〔制 定〕

平成 29 年 8 月 30 日